

会津若松市幼児教育振興プログラム素案に関するパブリックコメントの結果

- 1 募集期間 平成21年2月13日(金)～平成21年3月12日(木)
- 2 募集方法 市政だより、市ホームページでの広報
市政情報コーナー、各市民センター、各支所での閲覧
- 3 提出方法 持参、郵送、ファックス、電子メール
- 4 意見提出者数 2団体及び1名
- 5 意見提出件数 22件

【意見の要旨と市の考え方】

No.	ページ	項目	素案に対する意見	意見に対する市の考え方
1	P1	1.はじめに	保護者の希望に沿った選択ではなく、公・私及び幼・保格差等から各家庭の生活環境によって幼児教育施設を選択しているのではないか。	「保護者の希望に沿った」を「保護者の生活環境に沿った」に改めます。
2	P2	2.本プログラムの性格と位置づけ	具体的内容と実施時期を再度明確にしてほしい。	本プログラムは、本市の幼児教育の基本的な方向性を示すものであります。その進行管理にあたっては関係機関と連携して取り組んでまいります。
3	P2	3.会津若松市における幼児教育の現状	会津若松市で「認定こども園」がなぜ必要で開園したのか、その背景を教育関係者以外の市民にも理解できるよう振興プログラムで説明する必要があるのではないか。	「多様な教育・保育ニーズに応えていくには、従来の保護者の就労の有無によって分けられる幼稚園・保育所という枠組みでは対応できない現状も出てきている」ことを説明しています。
4	P2	3.会津若松市における幼児教育の現状	旧市内幼稚園では、預かり保育を実施しており、親の就労家庭でも保育所ではなく、幼稚園就園も可能であり、在籍者も多くいる。児童家庭課と学校教育課で福祉と教育、保育所と幼稚園と区分けし、枠組みを強める一因となっているのではないか。	今日、幼稚園と保育所の垣根は低くなってきていますが、資料9の通り、その性格は自ずと異なっています。したがって、今日の状況は本市だけの特徴ではなく全国的な問題と考えます。

5	P2	3.会津若松市における幼児教育の現状	私立幼稚園と公立幼稚園はそれぞれの特性と歴史があり、地域の期待に応じてきているが、本項は私立幼稚園に対する認識が過多であり、公立幼稚園の果たしてきた役割とその重要性などに配慮した表現を加えるべきである。	本プログラムは幼稚園のみを対象としたものではなく、保育所等も含めた幼児教育施設を対象としているため、幼稚園のみに特化した表現は好ましくないと考えます。
6	P3	4.基本的な考え方	「三つ子の魂百まで生きる」の例えの通り幼児教育は重要である。家庭、地域社会、幼児教育施設の三者が総合的な視点から推進すべきであることは言うまでもない。だが、民間の場合は経営が重要視される面が危惧される。少子化時代に入り、子どもは将来の担い手であることから、そのための資本を投下すべきである。よって、公立幼稚園の拡充に向けて取り組むべきである。	本市の園児数において、幼稚園では私立が9割以上、保育所では私立が8割以上を占めている現状にあります。幼稚園・保育所とも公立・私立においてそれぞれの役割があることから、市全体として施設の違いかかわらない質の高い幼児教育を目指して行くべきと考えます。
7	P3	(2)家庭・地域社会・幼児教育施設が総合的につながる幼児教育の推進	少子化・家庭環境の多様化(保護者の就労スタイルの見直し)・地域社会のつながりの希薄化により、経験不足から子育てに自信が持てない保護者が増加傾向にあり、幼児教育施設の重要性を強調することが必要ではないか。	P1の「はじめに」において全国的な動向や、「幼児教育施設による総合的な幼児教育の推進とともに、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が強く求められている」ことを説明しています。
8	P4	6.育てたい幼児像	「あいづっこ宣言」を全面に出すことは、現在の幼稚園教育要領や保育所保育指針内容と一致していない。公立では通るかもしれないが、私立においては通らない。「あいづっこ宣言」は、会津藩校日新館の「什の掟」から引用されたもので、現	本市の独自性として『「あいづっこ宣言」の趣旨なども踏まえ』としており、全面に出したものではありません。また、改訂された幼稚園教育要領に「規範意識の芽生えを育てる」ことが盛り込まれたことなどから、幼児期から規範・ルールが育まれることは時代的にも求められてきていると考えます。

			代の幼児教育法とは異なった教えだと思われる。	
9	P6	(1)幼児教育の 機会の拡大のた めの取組み	北会津・河東地区の公立 幼稚園は、現在4～5歳児 の幼稚園教育しか機会が 確保されていない。全市 的に平等に幼児教育の機 会均等を整備する上で、3 歳児入園をどう処理して いくか踏み込んだ具体的 な施策を明記すべき。	両地区には公立幼稚園・保育所が 所在しています。これまで北会津 地区は3歳児までは保育所、4・5 歳児は幼稚園という地区的な考え 方があり、河東地区は保護者の選 択に任されてきた経過があります。 また、公立幼稚園の3歳児保育は、 現時点で明記できるものではありません。
10	P6	(2)「認定こど も園」の展望	現在の国の流れから何を デメリットと考えるのか。 国においては「安心こど も基金(仮称)」等の新た な財源措置を活用し速や かに整備を図るべきでは ないか。 国の調査で保護者の認定 こども園に対する評価は 高く、大多数の保護者が 今後推進していくべきと 回答している。 認定こども園関連の動き は、これから盛んになる ものと思われる。市にお いては将来を見越しての 展望をプログラムに盛り 込むべきである。	待機児童の解消や、育児不安を抱 える家庭を支援するために、保育 園と幼稚園を一体化した「認定こ ども園」制度が導入されましたが、 平成20年4月現在229か所しか なく、2千か所の目標に及ばない 現状です。 その要因は、様々な指摘がされて おり、現在、国において制度の見 直しが進められています。 こうしたことから、今後ともその 動向に注視する必要があると考え ます。
11	P6	(3)特別な支援 を必要とする幼 児等への対応	現場では資格を持つコー ディネーターではなく幼 児教育施設では、直接支 援を行う特別支援員のほ うが必要である。	改正学校教育法において、特別支 援教育が法的に位置づけられたこ とにより、特別支援コーディネ ーターを指名することが求められて きていることによるものです。特 別支援員の必要性は認識しており ます。

12	P6	(4)幼児教育を支える行政の対応	なぜ地区毎に分けるのか、公立幼児教育施設を考えるならば一つで示してよいと思われる。地区に分けるならば公立・私立保育園についても同様に述べるべきではないか。	北会津・河東地区のこれまでの経過や現状を考えた場合、一律に表現できないところから、分けて説明をしています。なお、公立幼児教育施設には保育所・幼稚園を含むものです。
13	P6	(4)幼児教育を支える行政の対応	これまでの行政の在り方を見つめ直し、「組織の在り方を検討します」という曖昧な表現ではなく、改善に向けた計画の明記を期待したい。	全国的に「こども課」が増えている動向は理解しております。しかしながら、本市では関係部局において検討はされてきておりますが、現時点で明記できるものではありません。
14	P6	(4)幼児教育を支える行政の対応	北会津地区と河東地区の公立幼児教育施設については、これまでの歴史だけでなくそれぞれの地域の新しい時代における幼児教育の重要な役割がある。だが、本項では「財政状況を見極めながら在り方を検討」などと表現され、地域や保護者から不安課題として出されている。地域を担う子どもの将来のことだけに、公立幼稚園として今後とも、ハード面及びソフト面を含め幼児教育の拡充に努め、地域と保護者の期待に応える表現を加えていただきたい。	両地区の幼児教育施設の在り方については、合併協議に基づく新市建設計画に盛り込まれているところであります。それらを基本としながら、今後の在り方については、別途検討が必要であると考えます。
15	P6	(4)幼児教育を支える行政の対応	今後の在り方について、地域や保護者の声を十分に反映していく事は最も重要な事である。地域の声を狭義に捉えることなく現在の保護者のみならず将来の保護者となる若者及び地域の声を含め十二分に反映させていただきたい。	今後の在り方については、広く地域住民の意見も取り入れながら検討していきたいと考えます。

16	P6	(4)幼児教育を支える行政の対応	全市的に市の財政状況を見極めながら幼児教育施設の在り方を検討するのであれば、旧市内の公立保育所も対象となるはずである。	公立中央保育所は、産休明け保育や障がい児保育など先駆的な役割もあり、今後も児童福祉維持向上のために必要であると考えています。
17	P7	(2)心の教育の充実	「あいづっこ宣言」と改訂された幼稚園教育要領を結びつけ指導計画を作成することに無理がある。	本プログラムは基本的な方向性を示すものであり、私学の独自性を規制するものではありません。
18	P9	(4)上級免許状等の取得促進	具体的な支援内容とは、同時に次年度から始まる教員免許の更新についての支援も必要となってくるのではないかと。	教員免許の更新は、個々に進められるべきものと考えます。
19	P10	(2)幼稚園・保育所・小学校との連携	この項目に幼、保、小連携で特別支援を必要とする幼児がスムーズに就学できるための体制づくりを明記してほしい。	P4(3)「特別な支援を必要とする幼児等への対応」における特別支援コーディネーターの設置が外部機関との調整に関していくものと考えています。なお、現在、関係者で構成する本市就学指導委員会により就学支援が行われています。
20	P11	(3)幼児の安全確保	幼児の安全確保を考えた時、防犯面の幼児の安全対策と災害面の安全対策は別項とすべきではないかと。	個別の具体的な防犯や災害に対する安全対策は、各幼児教育施設の対応にゆだねられる面があるため、ここでは方向性を述べるに留めています。
21	全体	全体	「会津若松市幼児教育振興プログラム」全般に関わる財政的支援を盛り込んで欲しい。	P 6において「保護者負担の軽減や幼稚園・保育所等の施設の特性に応じた財政的支援の拡充について検討します。」と説明しており、ここでは方向性を述べるに留めています。

22	全体	全体	<p>市のHP上では「公表・意見募集期間」が「平成21年2月13日(金)から平成21年3月12日(木)」となっているが、気付いたのは3月1日付「市政だより」(P9)を通してであり、配布された時期も3月上旬と検討の余裕もない状況であった。形だけ市民に意見を求めることにならぬよう、文字通り広く市民の声が反映されるような広報のあり方について改善していただきたい。</p>	<p>内部協議の日程から、やむなく3月1日付「市政だより」の掲載とさせていただき、ご不便をおかけいたしました。</p> <p>なお、支所・市民センター等においても閲覧できるようにしていたところです。また、市政だよりは配布前に、市HPに掲載されておりますので、ご了解をいただきたいと思います。</p>
----	----	----	---	---